

青少年育成団体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年育成団体助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、青少年の健全育成に関する活動を行う団体を支援することにより、青少年健全育成の気運を盛り上げることを目的として交付する。

(助成金の交付)

第3条 青少年育成鳥取県民会議（以下「県民会議」という。）は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）を行う第2欄に掲げる者（以下「交付対象者」という。）を募集し、予算の範囲内で本助成金を交付する。

2 交付対象者の数は別表1の第3欄のとおりとし、県民会議が別表2に定める要領により交付対象者を選定する。

3 本助成金の額は、交付対象事業に要する別表1の第4欄に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）の額から、当該交付対象事業に伴う寄附金その他の収入（本助成金を除く。）の額を控除した額に別表1の第5欄に掲げる助成率を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額とし、3万円を限度とする。）とする。

4 助成対象事業は、交付決定の日以降に開始し、募集のあった年度の3月31日までに完了することを原則とする。（交付決定の日以前に開始する必要がある時は、予め県民会議に協議すること）

5 助成対象事業の実施に当たっては、県民会議の助成事業であることが分かるよう以下の例示する表示を行うこととする。

- ・青少年育成鳥取県民会議助成事業
- ・この事業は青少年育成鳥取県民会議の助成を受けて行っています。

6 他の助成事業の対象となった事業については、本助成金を交付しないこととする。

(交付申請の時期等)

第4条 本助成金の交付申請は、県民会議が別に定める日までに行わなければならない。

2 申請に必要な書類は、様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号とする。

(交付決定の時期等)

第5条 県民会議は、交付申請を受けたときは、提出された書類を審査し、本助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに本助成金の交付の決定をするものとする。

2 本助成金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

3 本助成金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

4 本助成金の交付の請求は、様式第6号によるものとする。

(交付対象事業の中止、変更等)

第6条 交付対象事業について、以下に該当する変更を行う時は予め県民会議と協議すること。

- (1) 交付対象事業の中止
- (2) 助成金の増額又は助成金の2割以上の減額を伴う変更
- (3) 大幅な実施内容の変更

(実績報告の時期等)

第7条 交付対象者は、次のいずれかに該当するときは、交付対象事業の実績報告書を、県民会議に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業がすべて完了したとき。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止したとき。

2 実績報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 交付対象事業の完了した日から20日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (2) 交付対象事業を中止した日から20日を経過する日

3 実績報告書は、様式第7号、様式第3号及び様式第8号により行うものとする。

4 前項の規定による報告があったときは、県民会議が交付対象事業の帳簿その他を検査することができるものとする。

(補助金等の額の確定)

第8条 県民会議は、前条第4項の規定による検査により、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 県民会議は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象者が、交付対象事業に関し、法令に違反したとき。
- (2) 交付対象者が、この要綱の規定又は決定内容等に違反したとき。

2 前項の規定は、前条による交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

3 県民会議は、第1項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、交付対象者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金等の返還)

第10条 県民会議は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

2 県民会議は、交付額確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える補助金等を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第11条 交付対象者は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を整備し、交付対象事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、これらを保存しておかななければならない。

- (1) 助成金の出納の状況
- (2) 対象事業の遂行の状況（実施記録、チラシ等の成果物）
- (3) 対象事業に係る収入及び支出の状況（領収書等）

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金に係る事務の円滑かつ適正な執行を図るため必要な事項は、県民会議が別に定める。

附則 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年6月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年5月28日から施行する。